

阿賀野市に3年間居住した方へ

最大 **25%**

奨学金貸付総額の 一部を補助します

阿賀野市奨学生移住・定住促進事業とは？

阿賀野市では、若者の移住・定住促進施策の一環として、阿賀野市奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業後、就業し、在学中から阿賀野市に住み続けている若者や、市外から阿賀野市に移住した若者の定住を促進するため、奨学金の貸付総額の一部を助成（補助金の交付）します。

令和7年度 受付期間

令和7年 **4月1日** (火)
～ **6月30日** (月)

対象者



**※令和7年度申請対象者は、
県外学校を卒業して、令和4年度に奨学金を返還開始した方です。**

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 阿賀野市奨学金の貸与を受けて高校、大学、専門学校等を卒業し、奨学金を返還中又は返還した方※1 | <input checked="" type="checkbox"/> 補助金申請時にフルタイム勤務している方※3 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 奨学金返還開始年度の4/1から阿賀野市に3年以上住民登録し、現に居住している方※2 | <input checked="" type="checkbox"/> 返還すべき奨学金及び市税の滞納がない方 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 補助金申請時から2年以上阿賀野市に居住する見込みの方 |

※1 補助金申請時に補助金交付申請額を返還している方

※2 移住者は、奨学金返還開始年度の4/1から**5年以内**に転入した方

※3 補助金申請時から雇用期間1年以上の見込みがある方（国及び地方公共団体の職員除く）

お問合せ先

新潟県 阿賀野市教育委員会 学校教育課

〒959-1919 新潟県阿賀野市山崎 77 番地

TEL 0250-62-2790 FAX 0250-63-2115 E-Mail gakkokyoiku@city.agano.niigata.jp

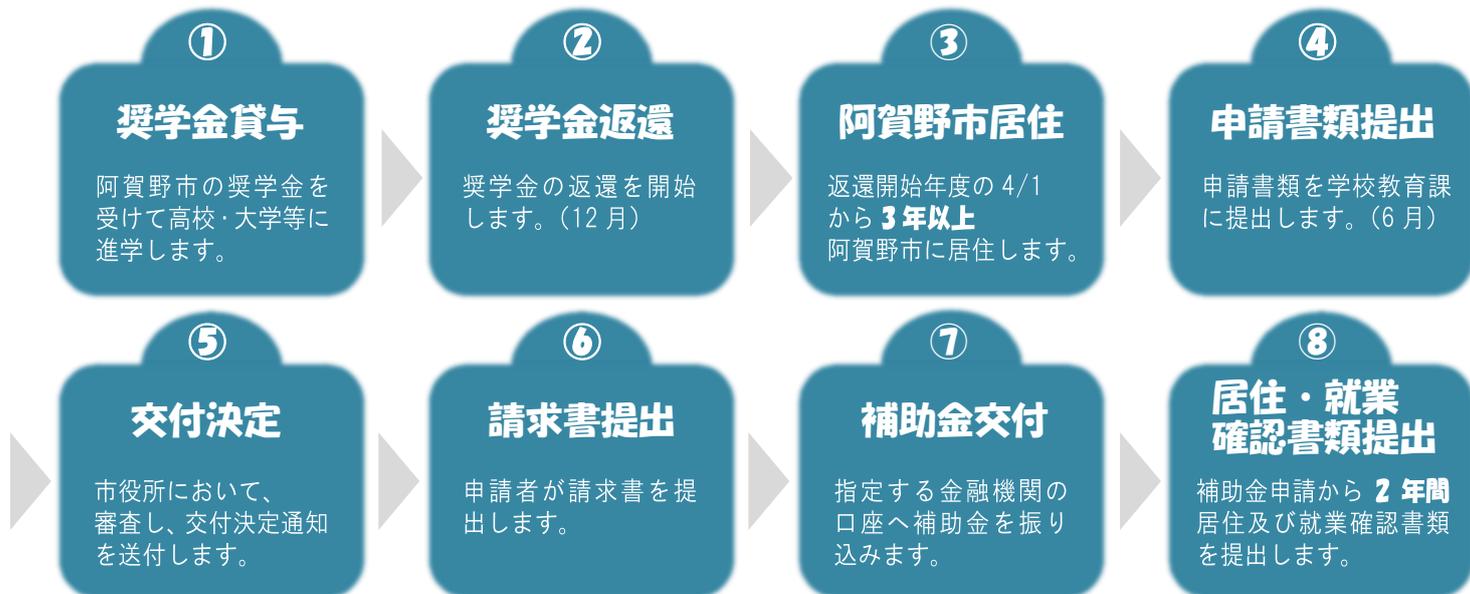
補助金額

対象者	補助額
県外学校卒業生	奨学金貸付総額の 25% 補助
県内学校卒業生	奨学金貸付総額の 10% 補助

3年間 阿賀野市に
居住した後、補助金を
申請できます

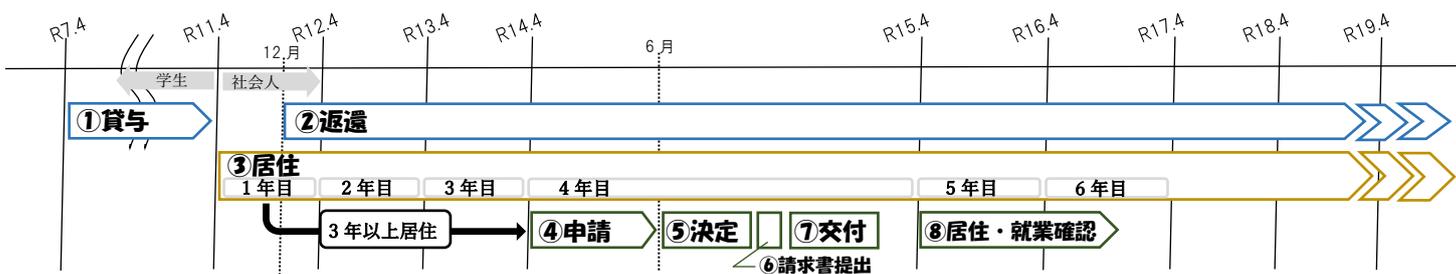


申請から交付までの流れ

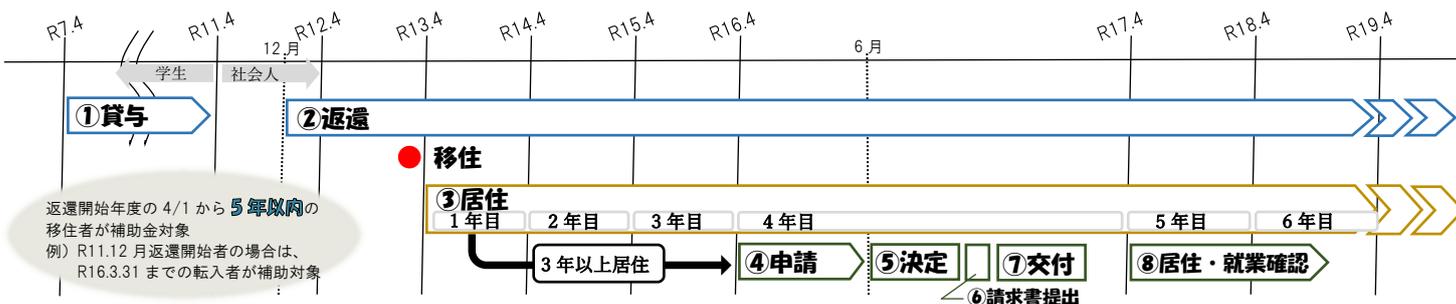


- ※ 奨学金返還開始年度の4/1又は転入日の翌年度の4/1から5年以内を申請期限とする。
- ※ 虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合や、補助金申請時から2年の間、阿賀野市外に転出又は阿賀野市に居住していないことが判明した場合は、補助金を全額返還していただきます。

定住者(例)



移住者(例)



返還開始年度の4/1から5年以内の移住者が補助金対象
例) R11.12月返還開始者の場合は、R16.3.31までの転入者が補助対象

新潟県 阿賀野市教育委員会 学校教育課

〒959-1919 新潟県阿賀野市山崎 77 番地

TEL 0250-62-2790 FAX 0250-63-2115 E-Mail gakkokyoiku@city.agano.niigata.jp

お問い合わせ先